DNV·GL

東北電力株式会社

グリーンボンド適格性 債券発行前

DNV GL 検証報告書



2020年7月(Rev2.0)

DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

目次

報台	告書サマリー	3
I	まえがき 4	
II	スコープと目的	5
Ш	発行体の経営層の責任と DNV GL の責任	5
IV	DNV GL 意見の基礎	6
٧	評価作業	7
VI	観察結果及び DNV GL の意見	8
スク	rジュール 1 グリーンプロジェクト候補リスト	12
スク	rジュール 2 グリーンボンド適格性評価手順	13
スク	rジュール 3 気候ボンド基準 3.0 版 主要な要求事項	16

改訂履歴

改訂番号	発行日	主な変更内容	
0.1	2019年12月20日	内部レビュー用ドラフト報告書	
1.0	2019年12月23日	初版発行	
		検証対象プロジェクト分類を追加(太陽光発電事業)	
2.0	2020年7月30日	スケジュール 1 グリーンプロジェクト候補リストを最新情報に更新	
		スケジュール 3 検証基準を最新版に改訂(気候ボンド基準:2.1 版→3.0 版)	

報告書サマリー

東北電力株式会社(以下、「東北電力」)は、再生可能エネルギーの開発、建設、運営、改修に関する事業の資金調達を目的としたグリーンボンドの発行を計画しています。DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社(以下、「DNV GL」)は、東北電力からの委託に基づき、東北電力の策定したグリーンボンド・フレームワーク 改訂 1(以下、「フレームワーク」)及びそれに基づき発行が計画されているグリーンボンドが、気候ボンドイニシアチブ(以下、「CBI」)の定める気候ボンド基準 3.0 版(以下、「CBS」)を満たしていることを検証しました。その結果、DNV GL が実施した限定的保証の手続きに基づいて、グリーンボンドが、CBS 及び関連するセクター適格クライテリアの要求事項に準拠していないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められませんでした。CBS と同様にグリーンボンド原則 2018(以下、「GBP」)、グリーンボンドガイドライン 2020 (以下、「GBGLs」)で示される 4 つの要素に対する評価結果の概要は以下の通りです。

要素 1. 調達資金の使途:

フレームワークは資金使途の適格クライテリアを「再生可能エネルギーに関する事業」と定義しています。これは GBP に明示されている適格グリーンプロジェクト分類に合致します。具体的には、風力・地熱・太陽光・水力・バイオマス発電への新規投資及びリファイナンスに充当されることが計画されています。これら事業は明確な環境改善効果をもたらすことが期待され、電気事業者の自主的な温暖化対策の取り組みである「低炭素社会実行計画」 及び国連の「持続可能な開発目標」の推進に貢献すると考えられます。

要素 2. プロジェクトの評価と選定のプロセス:

東北電力は、グループの環境方針や中期環境行動計画を策定しており、環境面での持続可能性に係る目標を掲げています。またグリーンプロジェクトの評価及び選定は発行体の関連部署で適切な社内決定プロセスを経て、取締役会により最終承認されます。具体的には再生可能エネルギーに関する事業を所管する室部が、グリーン適格クライテリアに基づくプロジェクト候補を評価・選定し、経理部においてその適合性を確認します。これらのプロセスは GBP に合致するものです。

要素 3. 調達資金の管理:

調達された資金は、経理部によって常時追跡できる経理システムによって管理されます。調達資金には固有の資金管理コードが付与され、調達した資金は選定プロジェクトの新規投資・リファイナンスの合計額を超えないように管理されます。未充当資金は、プロジェクトに充当されるまでの間、社内規定に基づき現金及び現金同等物として管理されます。これらは GBP に合致します。

要素 4. レポーティング:

東北電力は、調達資金の全額が充当されるまでの間、年次の統合報告書又はウェブサイトにおいて、調達資金の充当状況を報告する予定です。この中には未充当金の残高、充当金額、調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額(または割合)が含まれます。また環境改善効果として、再生可能エネルギー種別の年間 CO_2 排出削減量及び設備容量に関連する指標が開示することを予定しています。また、フレームワークをウェブサイトで開示する予定です。これらは GBP に合致するものです。

更に東北電力は、グリーンボンドが CBI のプログラム認証の要求事項に基づき、また、前述の GBP、GBGLs の主要な要素に準拠していることを確認するため、DNV GL による債券発行後検証を実施することを計画しています。

補足として、DNV GL は、個別債券毎の発行額や資金充当対象プロジェクト等、債券発行前に未定の項目については債券発行後検証報告書にて明確にする予定です。

I まえがき

i. 発行体について

東北電力株式会社(以下、「東北電力」又は「発行体」)は日本の大手電力会社の一つで、発電事業、送配電事業や電力小売り事業等を行っています。昭和 26 年に設立され、主に東北 6 県(青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県)と新潟県を事業基盤としています。

東北電力は、グループ環境方針に基づき、東北・新潟エリアを中心に 200 万 k W の再生可能エネルギー発電の開発を目指しています。

ii. グリーンボンド・フレームワークについて

東北電力は、グループ環境方針に沿った活動の一環として、今回グリーンボンド・フレームワーク(以下、「フレームワーク」)を策定しました。このフレームワークを活用して、環境改善効果の期待されるプロジェクトを実現する資金調達のためにグリーンボンドを発行する計画です。調達した資金は、以下の適格グリーンプロジェクト分類に沿ったグリーンプロジェクトに充当される予定です。また、フレームワークはウェブサイトで開示する予定です。

• 再生可能エネルギー (発電、送電、機器及び製品を含む)

Ⅱ スコープと目的

発行体は、2019 年 12 月、DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社(以下、「DNV GL」又は「我々」)に CBS2.1 版に対する債券発行前検証を委託しました。今回、発行体は CBI のプログラム認証、対象プロジェクトの追加、及び気候ボンド基準の最新版である 3.0 版(以下、「CBS」)へ適合に関する検証の改訂を委託しています。 DNV GL における債券発行前検証改訂の目的は、独立した検証機関すなわち CBS に基づく CBI認定検証機関として、発行体のグリーンボンド及びグリーンプロジェクト候補が CBS 及び関連する下記のセクター適格クライテリア(今回、太陽光発電を項目として追加)に合致しているかについて検証することです。 DNV GL は、CBS がGBP 及び GBGLs に完全に整合していることを考慮して検証を実施します。

- (陸上風力発電) Wind Sector Eligibility Criteria of the Climate Bonds Standard (Version 1.1)
- (海洋再生エネルギーのうち、洋上風力発電) The Marine Renewable Energy Sector Eligibility Criteria of the Climate Bonds Standard (October 2017)
- (地熱発電) Geothermal Energy and the Climate Bond Standard (Version 1.0)
- (太陽光発電) Climate Bonds Standard & Certification Scheme Sector Criteria for Solar (version 2.1)

DNV GL は、CBS 及び関連するセクター適格クライテリアへの適合性を目的とした債券発行前検証とは別に、関連するクライテリアとの適合性の観点から、GBGLs*を参照しています。

* GBGLs 改訂(2017 年版→2020 年版)に伴い追加・更新された適格性評価項目(チェックリスト)に対する適格性評価を追加

DNV GL は、発行体との間で合意された契約書に示された本業務の作業範囲を遂行するにあたって、利害関係が予見される直接的な株主としての関係を含めて、発行体との間にその他一切の業務上の関係を保持していません。またこの報告書では、グリーンボンドの財務的なパフォーマンス、いかなる投資の価値、あるいは長期的な環境便益に関しての保証も提供されません。

Ⅲ 発行体の経営層の責任と DNV GL の責任

発行体の経営層は、DNV GL がレビュー結果を提供するまでの間に必要な情報やデータを提供しています。DNV GL の声明は独立した意見を表しており、我々に提供された情報に基づき、確立された適格クライテリアが満たされているかどうかについて、発行体の経営層及びグリーンボンドの利害関係者に情報提供することを意図としています。我々のレビューは、発行体から提供された情報及び事実に依拠しています。

DNV GL は、この意見表明の中で言及されたプロジェクト及び資産のいかなる側面についても責任を負わず、また提供される試算、観察結果、意見、または結論が不正確な場合、責任を負うことができません。すなわち DNV GL は、発行体から提供される情報やデータ及びこの評価の基礎となる情報やデータが正確でない又は不完全な場合には責任を負うことはありません。

IV DNV GL 意見の基礎

DNV GL は、発行体にとってより柔軟なグリーンボンド適格性評価手順(以下、「DNV GL の手順」)を作成するために、GBP、CBS 及び GBGLs の要求事項を考慮したグリーンボンド評価手順を適用しました。この評価手順は GBP、CBS 及び GBGLs に基づくグリーンボンドに適用可能です。本報告書のスケジュール-2 に、DNV GL の評価手順が記載されています。

DNV GL の手順は、DNV GL の意見表明の根拠に資する一連の適切なクライテリアを含んでいます。そのクライテリア の背景にある包括的な原則は、グリーンボンドは「環境及び社会便益をもたらす新規又は既存プロジェクトのための資本調達や投資を可能とする」べきである、というものです。

DNV GL の手順に従って、レビュー対象であるフレームワークに対する原則は、以下の 4 つの要素にグループ分けされます。

- 要素 1:調達資金の使途:調達資金の使途の基準は、グリーンボンドの発行体が適格性を有するグリーンボンドにより調達した資金を使わなければならない、という要求事項によって定められています。適格プロジェクトは、明確な環境改善効果を提供するものです。
- **要素 2:プロジェクトの評価及び選定のプロセス**:プロジェクトの評価及び選定の基準は、グリーンボンドの発行体が、グリーンボンド調達資金を使途とする投資の適格性を判断する際に従うプロセスの概要を示さなければならない、また、プロジェクトが目的に対する影響をどのように考慮しているかの概要を示さなければならない、という要求事項によって定められています。
- **要素 3:調達資金の管理**:調達資金の管理の基準は、グリーンボンドが発行体組織によって追跡管理されなければならないこと、また、必要な場合には、区別されたポートフォリオを構築し、未充当資金がどのように扱われるか公表するという観点で作成されなければならないことが、要求事項によって定められています.
- **要素 4:レポーティング**:レポーティングの基準は、債券への投資家に対して、少なくとも、資金の充当状況 及び可能な場合には定量的もしくは定性的かつ適切なパフォーマンス指標を用いたサステナビリティレポートを 発行する、という推奨事項によって定められています。

V 評価作業

DNV GL の評価作業は、発行体によって誠実に情報提供されたという理解に基づいた、利用可能な情報を用いた包括的なレビューで構成されています。 DNV GL は、提供された情報の正確性をチェックするための監査やその他の試験等を実施していません。 DNV GL の意見を形成する評価作業には、以下が含まれます。

i. 債券発行前検証

- 発行体固有の DNV GL の評価手順の作成
- 発行体より提供された根拠文書の評価、及び包括的なデスクレビューによる補足評価
- 発行体の管理者へのインタビュー及び関連する文書管理のレビュー
- クライテリアの各要素に対する観察結果の文書作成

ii. 債券発行後検証(*この報告書には含まれません)

- グリーンボンド発行後に発行体により提供された根拠書類の評価、包括的なデスクレビューよる補足評価
- 発行体の管理者へのインタビュー及び関連する文書管理のレビュー
- 現地調査および検査(必要な場合)
- 発行後時点での対象プロジェクト及び資産のレビュー(スケジュール-1に記載された内容の更新)
- 発行後検証での観察結果の文書作成

VI 観察結果及び DNV GL の意見

DNV GL は ISAE3000(過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務)に従って本グリーンボンドの債券発行前検証を実施しました。検証には、i)CBS の条項に矛盾なく、かつ適切に適用されているかのチェック、ii)検証を裏付ける証拠の集約、を含みます。

DNV GL の検証アプローチは、CBS への適合に関連するリスクの理解と、それらを緩和するために実施される管理手法の理解に基づいています。 DNV GL は、グリーンボンドが、CBS の要求事項に合致していることへの限定的保証を提供するために、 DNVGL が必要と判断した証拠、その他の情報及び説明を得るための検証を計画し実行しました。 なお、グリーンボンドの GBGLs への適合については、CBS への適合と関連付けることが可能なため、検証結果は後述の通り一つに集約した形でまとめました。 DNV GL の観察結果と意見は以下の通りです。

要素 1:調達資金の使途

DNV GL は、発行体が調達する資金が、風力・地熱・太陽光・水力・地熱・バイオマスの再生可能エネルギーの開発、建設、運営、改修に関する事業に充当される計画であることを確認しました。また現時点でのグリーンプロジェクト候補には、陸上・洋上風力発電、地熱発電及び太陽光発電が含まれ、新規投資及びリファイナンスとして充当される計画であることを確認しました。本報告書のスケジュール・1「対象プロジェクト概要」に現時点のグリーンプロジェクト候補をリストしています。

候補に挙がっている国内の陸上・洋上風力発電プロジェクトは、日本国内の制度に準拠して、風況調査及び環境影響評価プロセスが進行しており、その進捗状況は事業者及び自治体等により適宜公開されています。また海外の地熱発電プロジェクトについては、CDM 登録プロジェクトであり、アジア開発銀行が融資するにあたってセーフガードポリシーに基づいた継続的なモニタリングが実施されており、現在までに重大な懸念が発生していないことが確認されています。太陽光発電プロジェクトは、化石燃料を使用する補助電源や、化石燃料を使用する発電設備との組合せではなく、CBS 技術基準を満たす太陽光発電単体のプロジェクトであることが確認されています。従ってこれらプロジェクトは、CBS の関連する下記セクター適格クライテリアに合致しています。

- (陸上風力発電) Wind Sector Eligibility Criteria of the Climate Bonds Standard (Version 1.1)
- (海洋再生エネルギーのうち、洋上風力発電) The Marine Renewable Energy Sector Eligibility Criteria of the Climate Bonds Standard (October 2017)
- (地熱発電) Geothermal Energy and the Climate Bond Standard (Version 1.0)
- (太陽光発電) Climate Bonds Standard & Certification Scheme Sector Criteria for Solar (version 2.1)

調達される資金は、全てグリーンプロジェクトに新規投資及びリファイナンスされる計画です。これら事業は CO_2 排出削減プロジェクトとして明確な環境改善効果をもたらすことが期待され、電気事業者の自主的な温暖化対策の取り組みである「低炭素社会実行計画」及び国連の「持続可能な開発目標」の推進に貢献することが考慮されます。

これらの情報によって CBS/GBP に明示されている適格グリーンプロジェクト分類に合致することが確認されました。 GBGLs への適合についても同様に確認されました。

要素 2:プロジェクトの評価及び選定のプロセス

発行体は、「東北電力グループ環境方針」やそれに基づく中期環境行動計画を策定しており、環境面での持続可能性に係る目標を掲げています。 DNV GL はレビューを通じて、スケジュール-1 に記載されているグリーンプロジェクト候補が発行体の環境方針と一致していることを確認しました。

また発行体は、類似の社内規定と同等の業務慣行に従って、適格グリーンプロジェクトの評価及び選定プロセスを定義しています。具体的には再生可能エネルギーに関する事業を所管する室部が、適格クライテリアに基づいたプロジェクト候補を評価・選定し、経理部においてその適合性を確認します。適格グリーンプロジェクトは、このような適切な社内決定プロセス、及び取締役会を経て最終承認されることを検証活動を通じて確認しました。発行体はプロジェクトの評価及び選定にあたっては、CBSの要求事項を考慮しています。

これらプロセスは CBS/GBP に合致するものです。GBGLs への適合についても同様に確認されました。

要素 3:調達資金の管理

投資対象一覧に記載の個別プロジェクトの運開時期を考慮すると、資金が調達されてから 24 ヵ月を超えて充当されることが予想されます。そのため DNV GL は、発行体がグリーンボンド発行以降の調達資金の充当についてどのように追跡管理するかの計画についてレビューしました。 具体的には以下の通りです。

- グリーンボンドによる調達資金の管理は、勘定科目「預金」において行う。未充当資金は、24 か月を越える 期間を含めてプロジェクトに充当されるまでの間、現金及び現金同等物として管理される。
- グリーンボンド発行時、発行体の経理部(財務)は調達資金管理のために適格グリーンプロジェクト固有の 資産管理コードを付与し、発行体の経理統合システムによって管理される。
- 資金充当時は、出資決定通知書ごとに経理部が適格プロジェクトに適合するかを確認し、実際の支出が経理統合システム上で追跡管理される。資産・負債勘定内訳表によって、未充当資金の残高が少なくとも年次で確認され、資金充当完了までの間、適格プロジェクトの合計額がグリーンボンド発行額を下回らないように管理する。
- 発行体の決算取扱基準にて規定される資金管理フローに従い、適合プロジェクト以外への資金流出を防ぐ。
- 資金管理に関する決算諸表の保存は、発行体の決算取扱基準に定める保存年限に従い少なくとも10年間保存される。

結果的に DNV GL は、発行体の資金総額の管理方法が適切であり CBS/GBP に合致するものであることを確認しました。 GBGLs への適合についても同様に確認されました。

要素 4:レポーティング

DNV GL は、発行体が調達資金の全額が充当されるまでの間、年次の統合報告書又はウェブサイトにおいて、調達 資金の充当状況及び充当時期が債券発行後 24 ヵ月を超える場合にはその時点の充当予定を報告する計画であ ることを確認しました。この中には未充当金の残高、充当金額、調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概 算額(または割合)が含まれます。また環境改善効果として、下記の指標が開示することを予定しています。

- 再生可能エネルギー種別の年間 CO₂排出削減量(t-CO₂/y)
- 再生可能エネルギー種別の設備容量 (MW)

これらは CBS/GBP に合致するものです。更に発行体は、グリーンボンドの充当状況が前述の原則・ガイドラインの主要な要素に準拠していることを確認するため、DNV GL による債券発行後検証を実施することを計画しています。 GBGLs への適合についても同様に確認されました。

以上より、DNV GL が実施した限定的保証の手続きに基づいて、グリーンボンドが、CBS 及び関連するセクター適格 クライテリアの要求事項に準拠していないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められませんでした。この報告書では、グリーンボンドの財務的なパフォーマンス、いかなる投資の価値、あるいは長期的な環境便益に関しての保証も提供されません。

DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

2020年7月30日

マーク ロビンソン

サステナビリティサービス マネージャー

DNV GL ビジネス・アシュアランス、オーストラリア

Moh.

前田 直樹

代表取締役社長

DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

M konedone.

金留 正人

プロジェクトリーダー

DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

About DNV GL

Driven by our purpose of safeguarding life, property and the environment, DNV GL enables organisations to advance the safety and sustainability of their business. Combining leading technical and operational expertise, risk methodology and in-depth industry knowledge, we empower our customers' decisions and actions with trust and confidence. We continuously invest in research and collaborative innovation to provide customers and society with operational and technological foresight.

With our origins stretching back to 1864, our reach today is global. Operating in more than 100 countries, our 16,000 professionals are dedicated to helping customers make the world safer, smarter and greener.

DNV·GL

スケジュール 1 グリーンプロジェクト候補リスト

表中のプロジェクト概要欄に記載されている代表プロジェクト例(発電容量、運開時期)は債券発行前検証時点(2020年7月現在)で適格性を検証済みの複数のグリーンプロジェクト候補です。今後、CBI のプログラム認証に基づくグリーンボンド発行では、表中で既に検証済みのプロジェクトの他、追加的にプロジェクトが含まれる場合には CBS 及び表中に記載の適格基準を満たすことが事前に発行体により評価され、かつ、DNV GL により適時検証される予定です。

No.	大分類	中分類	プロジェクト概要
			代表プロジェクト例:
1		地熱発電	発電容量:約100MW
1 1		也然先电	運開時期: 2020 年後半
			適格基準: CDM 登録プロジェクト (ref.6834)
			代表プロジェクト例:
2		洋上風力発電	発電容量:155MW~1,000MW/サイト
		陸上風力発電	運開時期:2023年度以降
	再生可能 エネルギー		適格基準:日本の環境影響評価制度に従って、環境影響の評価プロセスが進行している。
			代表プロジェクト例:
			発電容量: 14MW~174MW/サイト
3			運開時期:2020 年度以降
			適格基準:日本の環境影響評価制度に従って、環境影響の評価プロセスが進行している。
		太陽光発電	代表プロジェクト例:
4			発電容量: 51.6MW/サイト
4			運開時期:2021 年度以降
			適格基準:必要に応じ、日本の環境影響評価制度に従って、環境影響の評価プロセスが進行している。

^{*}フレームワークに記載される、上記以外の再生可能エネルギーに関する事業(水力発電及びバイオマス発電)は、2020 年 7 月時点で CBI の技術基準が策定中です。今後技術基準が策定され適格性が確認されたものについて、適時グリーンプロジェクト候補リストに追加され、検証される予定です。

スケジュール 2 グリーンボンド適格性評価手順

下記 GBP-1 ~ GBP-4 は、グリーンボンド原則 2018 を基に作成された DNV GL のグリーンボンド適格性評価手順です。

GBP-1 調達資金の使途

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV GL観察結果
1a	資金の種類	グリーンボンドの種類は GBP で定義される以下の種類のいずれかに分類される。 ・(標準的)グリーンボンド ・グリーンレベニューファイナンス ・グリーンプロジェクトファイナンス ・その他	関係者へのインタビュー文書確認 (※添付の参考資料リストを参照)	以下のカテゴリに分類されることを確認した。 ・(標準的)グリーンボンド
1b	グリーンプロジェ クト分類	グリーンボンドにおいて肝要なのは、その調達資金がグリーンプロジェクトのために使われることであり、そのことは、証券に係る法的書類に適切に記載されるべきである。	関係者へのインタビュー文書確認 (※添付の参考資料リストを参照)	調達資金の全額を「再生可能エネルギーの開発、建設、運営、改修に関する事業の新規投資およびリファイナンスに充当する予定」であることが、証券に係る法的書類等に適切に記載されていることが確認された。
1c	環境面での便 益	調達資金使途先となる全てのグリーンプロジェクトは明確な環境面での便益を有すべきであり、その効果は発行体によって評価され、可能な場合は、定量的に示されるべきである。	関係者へのインタビュー文書確認 (※添付の参考資料リストを参照)	グリーンプロジェクトは、CO₂排出量削減として環境面での便益を有し、その環境改善効果は年次報告されることを確認した。
1d	リファイナンスの 割合	調達資金の全部あるいは一部がリファイナンスのために使われる場合、又はその可能性がある場合、発行体は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の推定比率を示し、また、必要に応じて、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにすることが推奨される。	関係者へのインタビュー文書確認 (※添付の参考資料リストを参照)	発行体は、資金充当状況のレポーティングを通じて、調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額(又は割合)」を明らかにする予定であることを確認した。

GBP-2 プロジェクト選定及び評価のプロセス

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV GL観察結果
2a	プロジェクト選定 のプロセス	グリーンボンドの発行体はグリーンボンド調達資金の使途となるプロジェクトの適格性を判断したプロセス概要を示すべきである。これは以下を含む(これに限定されるものでは無い) ・ 発行体が、対象となるプロジェクトが適格なグリーンプロジェクトの事業区分に含まれると判断するプロセス ・ グリーンボンド調達資金の使途となるプロジェクトの適格性についての規準作成・環境面での持続可能性に係る目標	関係者へのインタビュー文書確認(※添付の参考資料リストを参照)	発行体はグリーンボンド調達資金の使途となるプロジェクトの適格性を判断したプロセスを有しており、その概要をフレームワークの中で明記していることを確認した。
2b	発行体の環境 及び社会的ガバ ナンスに関するフ レームワーク	グリーンボンドプロセスに関して発行体により公表される情報には、規準、認証に加え、グリーンボンド投資家は発行体のフレームワークや環境に関連する持続性に関するパフォーマンスの品質についても考慮している。	関係者へのインタビュー文書確認(※添付の参考資料リストを参照)	発行体の実施するグリーンプロジェクトは、各国の法制度に基づき、環境側面が十分に配慮され、段階的に順次公開されるプロセス上にあることを確認した。

GBP-3 調達資金の管理

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV GL観察結果
3a 調達資金の追跡管理-1 グリーンボンドによって調達される資金に係る手取金は、サブアカウントで管理され、サブ・ポートフォリオに組み入れ、又はその他の適切な方法により追跡されるべきである。また、グリーンプロジェクトに係る発行体の投融資業務に関連する正式な内部プロセスの中で、発行体によって証明されるべきである。		関係者へのインタビュー文書確認 (※添付の参考資料リストを参照)	グリーンボンドによって調達される資金に係る手取金は、発行 体の経理統合システムに沿って追跡可能であり、社内規定に 基づく確認プロセスにおいて証明されることを確認した。	
3b	調達資金の追 跡管理-2	グリーンボンドの償還期間において、追跡されている調達資金の残高は、一定期間 ごとに、当該期間中に実施された適格プロジェクトへの充当額と一致するよう、調整 されるべきである。	関係者へのインタビュー文書確認 (※添付の参考資料リストを参照)	グリーンボンドの債券発行から償還までの期間、発行体は定期的に(少なくとも年次で)グリーンボンドの残高をレビューする計画であることを確認した。
3c	一時的な運用 方法	適格性のあるグリーンプロジェクトへの投資または支払いが未実施の場合は、発行体は、未充当資金の残高についても、想定される一時的な運用方法を投資家に知らせるべきである。	関係者へのインタビュー文書確認(※添付の参考資料リストを参照)	発行体の経理統合システム及び社内規定に基づく確認プロセスを通じて、未充当金の残高が逐次認識される仕組みであることを確認した。また資金充当状況のレポーティングを通じて、未充当金の残高を明らかにする予定であることを確認した。

GBP-4 レポーティング

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV GL観察結果
4a	定期レポート の実施	調達資金の使途及び未充当資金の一時的な投資のレポートに加え、発行体はグリーンボンドで調達した資金が充当されているプロジェクトについて、少なくとも年に 1回、以下を考慮した上で、各プロジェクトのリストを提供すべきである。 -守秘義務や競争上の配慮 -各プロジェクトの概要、期待される持続可能な環境・社会的な効果	関係者へのインタビュー文書確認 (※添付の参考資料リストを参照)	発行体は、調達資金が充当されるまでの間、グリーンボンドの年次報告を実施し、必要に応じて資金が充当されたプロジェクトの状況を開示することを確認した。

スケジュール 3 気候ボンド基準 3.0 版 主要な要求事項

CBS3.0 版への適合条件サマリー

債券の適格プロジェクト及び資産を組込むに先立ち、関連するプロジェクト及び資産をレビューするための基準は、CBS3.0 版及び技術基準に基づき分類されます。CBS3.0 版及び技術基準の主要な要求事項は大きく下表のパート A~パート C に分類されます。

パート A: 債券発行前要求事項

範囲	要求事項
1.調達資金の使途	債券の手取り金は(全て)選定されたプロジェクト及び資産に充当されなければならない。
2.プロジェクト及び資産の評価及び選定プロセス	(発行体は)選定されたプロジェクト及び資産が継続して適格であることを定義・決定したプロセスを文書として維持しなければならない。
3.調達資金の管理	(発行体は)債券の手取り金をサブアカウント(別口座)へ預金する、サブポートフォリオに移動する、もしくは他の識別可能な適切な方法
3. 洞廷貝並の官垤	で管理し、それらを文書化すべきである。
4 しま ニハガ(※行前)	発行体はフレームワークの開示、適用する基準、充当(新規投資及びリファイナンス)及び未充当資金の管理、プロジェクト情報が含まれ
4.レポーティング(発行前)	る更新レポートの作成と開示計画等について明確にしなければならない。

パート B: 債券発行後要求事項 *この検証報告書(債券発行前検証)では対象外

範囲	要求事項
	債券の手取り金は(全て)選定されたプロジェクト及び資産に充当されなければならない。
5.調達資金の使途	充当されたプロジェクト及び資産は、他のグリーンボンドやローン等と混在してはいけない。また、対象プロジェクト及び資産の持つ価値が、
	少なくとも債券発行額(発行時点)、もしくは発行済みの金額と同等またはそれ以上とすべきである。
6.プロジェクト及び資産の評価及び選定プロセス	(発行体は)選定されたプロジェクト及び資産が継続して適格であることを定義・決定したプロセスを文書として維持しなければならない。
7.調達資金の管理	(発行体は)債券の手取り金をサブアカウント(別口座)へ預金する、サブポートフォリオに移動する、もしくは他の識別可能な適切な方法
/. 洞廷貝並の官埕	で管理し、それらを文書化すべきである。
	発行体は債券の残高が残存している期間、少なくとも1年に1回更新レポートを準備し、公開しなければならない。更新レポートには、
8.レポーティング(発行後)	資金充当状況、環境改善効果、対象プロジェクトに関する情報が含まれなければならない。適合性に必要な情報を検証者及び気候
	ボンド基準事務局に提供しなければならない。

パート C: プロジェクト及び資産の適格性

範囲	要求事項
9.気候ボンド分類	選定されたプロジェクト及び資産は、気候ボンド分類でリスト化されている1つもしくはそれ以上の投資領域に該当しなければならない。
10.セクター適格性基準	プロジェクト及び資産は関連する分野(セクター)適格性基準文書で提供される特定の適格性基準文書に合致していなければならない。 下記に検証対象となる分野と基準の概要を示す。 (1)陸上風力発電 基準:下記に示す要求事項を満たすプロジェクト及び資産 ・建設中もしくは運転中の陸上風力発電資産 (2)洋上風力発電 基準:下記に示す要求事項を満たすプロジェクト及び資産 ・建設中もしくは運転中の洋上風力発電資産 ・建設中もしくは運転中の洋上風力発電資産・・情報開示コンポーネント、・緩和コンポーネント、・適応及びレジリエンス評価 (3)地熱発電 基準:右図に示す評価プロー図に従い適格性が確認される資産
	(4)太陽エネルギー 基準1:運用中もしくは運用に向け建設中のプロジェクト及び資産
	基準2:太陽光及び太陽熱以外の燃料使用による発電量(年間)が基準値以下であること